

# 札幌市立学校の欠員補充・代替職員の勤務条件等について

## 1 職種・年齢

職種	年齢制限	備考
臨時教諭(教諭、養護教諭、栄養教諭)	年齢制限なし※	常勤
会計年度任用職員	年齢制限なし	非常勤講師
臨時学校事務職員	60歳未満の方	常勤

※札幌市での再任用資格がある方は、その間、臨時教諭となることができません。

## 2 業務内容

臨時教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭と同様
非常勤講師	教諭に準じた業務
臨時学校事務職員	学校事務職員と同様

## 3 勤務場所

【全て札幌市内】札幌市立の幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校及び特別支援学校

## 4 雇用主

名称	札幌市教育委員会
所在地	〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル
電話番号	011-211-3854

## 5 給与・報酬

### ア 臨時教諭・臨時学校事務職員

<p>初任給</p>	<p>札幌市の条例・規則に基づき、初任給決定を行います。</p> <p><u>※他自治体(北海道含む)から引き続き任用となる場合についても、新たに札幌市に採用となった教員または事務職員として初任給決定を行います。</u></p> <p>【 小学校・中学校教諭の場合 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大学院(修士)修了 月給 257,952 円</li> <li>● 大学卒 月給 237,842 円</li> <li>● 短大卒 月給 213,769 円</li> </ul> <p>【 高等学校・特別支援学校教諭の場合 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大学院(修士)修了 月給 257,952 円</li> <li>● 大学卒 月給 237,842 円</li> <li>● 短大卒 月給 210,769 円</li> </ul> <p>【 事務職員の場合 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大学卒 月給 202,086 円</li> <li>● 短大卒 月給 185,400 円</li> <li>● 高校卒 月給 171,186 円</li> </ul> <p>※上記金額は、令和6年10月1日現在のものであり、実際の採用時には変更になっている場合があります。</p> <p>※上記の金額には、教職調整額、義務教育等教員特別手当、地域手当を含んでいます(事務職員は教職調整額、義務教育等教員特別手当は支給対象外のため、地域手当のみ含んだ金額です)。</p> <p>※特別支援学校に所属又は小学校・中学校の特別支援学級を担当する教員には、給料の調整額を支給します。</p> <p>※初任給は、学歴や経歴(採用前の職歴)に応じて加算される場合があります(上記の金額は採用前に職歴がない場合の金額です)。</p> <p>採用前職歴の申告にあたっては、人事係担当者から指定された期日までに必ず「前歴証明書」を提出してください。期日までに提出がない場合、初任給及びその後の給料で不利益となる場合があります。</p>
<p>期末・勤勉手当</p>	<p>札幌市採用後の在職期間に応じて支給するため、他自治体(北海道含む)から引き続き任用となる場合についても、採用後最初に支給される期末・勤勉手当は減額して支給します。</p>
<p>寒冷地手当</p>	<p>基準日(10月1日、10月2日から2月末までの期間に採用される職員は採用日。)に在職する教員には、寒冷地手当を支給します。</p>
<p>各種手当</p>	<p>支給要件に該当する方には、通勤手当、住居手当などの諸手当を支給します。</p>
<p>採用に伴う旅費</p>	<p>赴任旅費、移転旅費の支給はありません。</p>

## イ 非常勤講師

報酬	時給 2,884 円(地域手当込)
期末・勤勉手当	基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員のうち、週の勤務時間が15時間30分以上、任期が6か月以上である方に対して支給します。
通勤手当	支給要件に該当する方には通勤手当を支給します。

## 6 勤務時間

臨時教諭 臨時学校事務職員	正規職員に準ずる(なお、アルバイトを含め、営利企業への従事等は原則として認められません)。
非常勤講師	原則週15時間以内、専科指導を担当する場合は最大週20時間

## 7 社会保険

### ア 共済組合・厚生年金

臨時教諭 臨時学校事務職員	任用日から加入 ただし、任用期間が2ヶ月を超える見込みがない場合は加入しません。
非常勤講師	勤務時間が週20時間以上の場合は加入 ただし、任用期間が2ヶ月を超える見込みがない場合は加入しません。

### イ 雇用保険

臨時教諭 臨時学校事務職員	退職手当条例が適用されるため対象外
非常勤講師	勤務時間が週20時間以上の場合は加入 ただし、任用期間が30日を超える見込みがない場合は加入しません。

## 8 必要とする免許

臨時教諭 非常勤講師	勤務する学校種及び教科の教育職員免許状
臨時学校事務職員	特になし

## 9 雇用期間

臨時教諭 臨時学校事務職員 非常勤講師	正規職員の欠員期間に応ずる(おおよそ1か月～1年の期間、更新制度あり)。
---------------------------	--------------------------------------